

尾三消防組合議会会議録 令和4年3月定例会

議 長	書記長	書 記
		

招集場所	尾三消防本部庁舎3階議場		書記長	竹内勇治
会 期	自 令和4年3月28日 至 令和4年3月28日		1日間	
出席議員数	議員定数15名			
出席議員	1 番 議 員	岡 本 守 直	2 番 議 員	広 瀬 裕 久
	3 番 議 員	福 安 金 之 助	4 番 議 員	近 藤 郁 子
	5 番 議 員	近 藤 千 鶴	6 番 議 員	中 村 め ぐ み
	7 番 議 員	青 山 直 道	8 番 議 員	山 田 け ん た ろ う
	9 番 議 員	わ た な べ さ つ こ	10 番 議 員	福 安 淳 也
	11 番 議 員	小 野 田 利 信	12 番 議 員	ご と う み き
	13 番 議 員	若 園 ひ で こ	14 番 議 員	山 下 茂
	15 番 議 員	山 田 達 郎		
欠席議員	なし			
説明のために出席した者の職・氏名	管 理 者	井 俣 憲 治	副 管 理 者	小 山 祐
	副 管 理 者	小 浮 正 典	副 管 理 者	吉 田 一 平
	副 管 理 者	近 藤 裕 貴	事 務 局 長	島 田 茂 樹
	消 防 長	伊 豆 原 正 人	事 務 局 次 長	村 瀬 元 康
	次 長 兼 消 防 課 長	酒 井 雄 二	次 長 兼 予 防 課 長	山 田 孝 明
	次 長 兼 指 令 課 長	宮 家 美 博	会 計 管 理 者	近 藤 秀 美
	総 務 課 長	近 藤 恒 明	総 務 課 専 門 監	松 尾 孝 司
職務のために出席した総務課職員の職・氏名	総 務 課 主 幹	川 上 良 樹	総 務 課 課 長 補 佐	浅 井 紳 一 郎
	総 務 課 課 長 補 佐	高 村 篤 志		
職務のために出席した者の職・氏名	書 記 長	竹 内 勇 治		
	書 記	白 木 誠		
会議録署名議員	7 番 議 員	青 山 直 道	8 番 議 員	山 田 け ん た ろ う

会議に付した議案及び審議結果

議案番号	議 案 名	結 果
議案第1号	尾三消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例	原 案 可 決
議案第2号	尾三消防組合消防施設整備等基金条例	原 案 可 決
議案第3号	尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
議案第4号	尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
議案第5号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同規約の変更について	原 案 可 決
議案第6号	令和3年度尾三消防組合一般会計補正予算（第3号）	原 案 可 決
議案第7号	令和4年度尾三消防組合一般会計予算	原 案 可 決
議案第8号	監査委員の選任について	原 案 可 決

令和4年3月定例会議事録

下記議案議決のため、令和4年3月28日午後2時から、尾三消防組合議会定例会が、尾三消防本部庁舎3階議場に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第2 | 管理者あいさつ |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第4 | 会期の決定 |
| 日程第5 | 一般質問 |
| 日程第6 | 報告第1号
専決処分事項の報告について |
| 日程第7 | 議案第1号
尾三消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例 |
| 日程第8 | 議案第2号
尾三消防組合消防施設整備等基金条例 |
| 日程第9 | 議案第3号
尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第3号
尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第4号
愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について |

- 日程第12 議案第5号
令和3年度尾三消防組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第6号
令和4年度尾三消防組合一般会計予算
- 日程第14 議案第7号
監査委員の選任について
- 日程第15 管理者あいさつ

出席議員（15名）

1 番 議 員	岡本守直議員	2 番 議 員	広瀬裕久議員
3 番 議 員	福安金之助議員	4 番 議 員	近藤郁子議員
5 番 議 員	近藤千鶴議員	6 番 議 員	中村めぐみ議員
7 番 議 員	青山直道議員	8 番 議 員	山田けんたろう議員
9 番 議 員	わたなべさつ子議員	10 番 議 員	福安淳也議員
11 番 議 員	小野田利信議員	12 番 議 員	ごとうみき議員
13 番 議 員	若園ひでこ議員	14 番 議 員	山下茂議員
15 番 議 員	山田達郎議員		

説明のために出席した者の職・氏名（14人）

管 理 者	井俣憲治君	副 管 理 者	小山 祐君
副 管 理 者	小浮正典君	副 管 理 者	吉田一平君
副 管 理 者	近藤裕貴君	事 務 局 長	島田茂樹君
消 防 長	伊豆原正人君	事 務 局 次 長	村瀬元康君
次長兼消防課長	酒井雄二君	次長兼予防課長	山田孝明君
次長兼指令課長	宮家美博君	会 計 管 理 者	近藤秀美君
総 務 課 長	近藤恒明君	総務課専門監	松尾孝司君

職務のために出席した総務課職員の職・氏名（3名）

総務課主幹	川上良樹君
総務課課長補佐	浅井紳一郎君
総務課課長補佐	高村篤志君

職務のために出席した者の職・氏名（2名）

書 記 長	竹内勇治君
書 記	白木 誠君

◎議長（山田達郎）

令和4年3月尾三消防組合議会定例会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましては、公私とも極めてご多用のところご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。本定例会に提出されておりますのは、報告案件が1件、条例案件が4件、その他案件が1件、予算案件が2件、人事案件が1件の計9案件となります。議員の皆さま方には、提案されました議案を慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

（午後2時開会）

◎議長（山田達郎）

現在の出席議員数は15名です。よって、令和4年3月尾三消防組合議会定例会は成立しております。これより本日の会議を開きます。はじめに、この定例会では、新型コロナウイルス感染症への対策として、発言は起立せず、着席したまま行ってくださいますよう、よろしく願いいたします。本日の議事日程はお手元に配布しました日程表のとおりです。日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。監査委員より、令和3年11月から令和4年2月までの例月出納検査と令和3年度定例監査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配布しました。

それではこれより本日の日程に入ります。日程第1、議会運営委員会委員長報告。議会運営委員会委員長、近藤郁子議員。

◇議会運営委員会委員長（近藤郁子）

本日、委員5名と管理者をはじめ、議長及び副議長、関係職員の出席のもと、議会運営委員会を開催し、本定例会について協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。定例会の会期は、本日、令和4年3月28日、1日とすること。また、会議録署名議員は議長から指名することとしました。

一般質問につきましては、2名の議員より通告がありましたので、その取扱いを確認し、申合せ事項のとおり、質問時間は15分以内で質問回数は制限ないもの、関連質問は認めないものといたしました。提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととしました。

議案質疑につきましては、1名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申合せ事項のとおり、同一の議案について、質疑時間は15分以内とし、質疑回数は制限ないもの、関連質疑は認めないものといたしました。報告は以上でございます。

◎議長（山田達郎）

日程第2、管理者あいさつをお願いいたします。井俣憲治管理者。

○管理者（井俣憲治）

開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。本日ここに、令和4年3月尾三消

防組會議会定例会を招集しましたところ、議員各位並びに関係諸氏には、公私とも何かとご多用の折、ご参集賜り、心から厚くお礼申し上げます。さて、本日、定例会に提出いたします案件は、報告第1号専決処分事項の報告についてのほか、議案第1号から議案第8号までの9案件でございます。どうか慎重にご審議を賜りましてご議決いただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎議 長（山田達郎）

日程第3、會議録署名議員の指名を行います。會議録署名議員は、尾三消防組會議会の會議に関する規則第53条の規定により、議長から、7番青山直道議員、8番山田けんたろう議員、以上お二人を今回の會議録署名議員に指名します。

◎議 長（山田達郎）

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議 長（山田達郎）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎議 長（山田達郎）

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は議會運営に関する申し合わせ事項により15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。また、関連質問は認めないことといたします。

通告受付順により発言を許します。12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

12番ごとうみきです。それでは通告に従い質問させていただきます。2022年11月にジブリパークが開園されるということで、近隣市町も含めて、その観光促進などの準備が始まっていると思います。同時に、私たちの尾三消防本部として、管轄する消防本部としての準備状況を伺います。まず1点目、ジブリパークの年間予定来場者数、施設の特徴、広さなどから、救急件数をどのように想定されていますか。

◎議 長（山田達郎）

答弁、伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

消防長、伊豆原。ジブリパークにつきましては、2022年11月1日に、3つのエリアが開園し、おおむね1年後に残り2つのエリアの開園が発表されています。現在は、長久手消防署の予防課が中心となって、新規防火対象物及び一部改修されました既存防火対象物における消防用設備等の書類審査が進められており、今後は開園に向けて順次完成検査を行っていく予定です。消防本部としましては、現時点において詳細な情報を把握できないことから、開園後の対応について検討する段階ではなく、救急を含めた災害出動件数等のシミュレーションにつきましては、実施しておりません。以上でございます。

◎議 長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

現時点ではまだそういう段階ではないということですが、開園は11月と決まっております。いつの時点で情報を掌握し、開園の対応を検討するのでしょうか。また、それは誰と誰が行うのでしょうか。愛知県も含めて、尾三消防本部と行うのか、モリコロパークを管轄する長久手消防署が行うのかお聞かせいただきたいです。また、ジブリパークは尾三消防の警防計画の策定対象外の施設なのでしょうか。

◎議 長（山田達郎）

答弁、酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。開園後の対応を検討する時期等につきましては、未定でございます。警防計画につきましては、尾三消防本部警防計画策定要綱に基づき、学校、5階建て以上の建築物及び延べ面積3千平方メートル以上の建築物等が対象であり、災害が発生した場合に、効果的な警防活動を実施することを目的に策定するもので、ジブリパーク開園に伴い、新たにジブリの大倉庫1棟が対象となり、開園前に策定いたします。以上です。

◎議 長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

今のご答弁でも、たとえ愛知県からこれを検討される資料が渡される以前に、私たちの策定している警防計画によっても、しっかりしなければいけないということがわかりました。開園前に策定していただくことはもちろん大事ですけれども、そのスケジュールも含めて、今一度しっかりやっていただきたいということを申し上げ

げます。続けて、ジブリパークにおける 119 番通報についてです。ジブリパークに一番近い救急車の配置状況はどのようでしょうか。一番近い救急車はどこに署所にありますか。

◎議 長（山田達郎）

答弁、伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

長久手消防署がジブリパークの直近となり、救急車 2 台が配備されています。以上です。

◎議 長（山田達郎）

12 番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

それでは、救急車の出動順番は、誰がどのように決めるのでしょうか。長久手消防署に 2 台あると言いましたけれども、その 2 台が同時出動されているケースもこの間見受けられます。その場合の対応も含めてお願いします。

◎議 長（山田達郎）

答弁、伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

救急車の出動につきましては、尾三消防本部警防出動実施要綱に基づき、119 番通報受信時に災害現場から一番近い出動可能な救急車が出動することとなります。以上です。

◎議 長（山田達郎）

12 番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

それでは、地図を見ますと、ジブリパークに近い所として、瀬戸の山口駅にある消防署も近いと私は見受けました。ジブリパーク開園に向けて、愛知県や瀬戸市などの近隣自治体との連携はどのようでしょうか。

◎議 長（山田達郎）

答弁、伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

先ほどもご説明いたしましたとおり、現時点で、詳細な情報を把握できないことから、愛知県や近隣自治体との連携は図っておりません。以上です。

◎議 長（山田達郎）

12 番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

消防相互応援協定というものがありますが、これに基づいてモリコロパーク隣接の瀬戸市や豊田市に応援を要請する場合はあるのでしょうか。また、それはどのような場合なのでしょうか。また、広域化前の長久手消防本部が、モリコロパーク、愛知青少年公園での 119 番通報で、実績としてこの消防相互応援協定に基づき、瀬戸市や豊田市に要請した事例などはあるのでしょうか。

◎議 長（山田達郎）

答弁、酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。当本部の消防力のみでは対応できない災害等が発生した場合は、消防相互応援協定に基づき近隣消防本部への応援要請をいたします。また、消防広域化前の長久手市消防本部が、応援協定に基づき近隣消防本部に応援要請を行ったことはございません。以上です。

◎議 長（山田達郎）

12 番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

今まではそのような応援要請がないということですが、ジブリパーク開園に向けて、かなりの来場者が見込まれることは明らかです。ないにこしたことですが、来場者が多いということは、それだけケガされる方や救急出動を要請される方が増えるということも想定されますので、ぜひ近隣自治体との連携も今後探っていただきたいと思います。ホームページを見ますと、陶生病院で瀬戸消防や尾張旭の消防本部との合同訓練を尾三もやっているというような報告も載っていました。私は必要だと思いますけれども、ジブリパークでそのような訓練の検討も今後やっていただきたいと思います。また、瀬戸の救急車を要請することが、私はあっても良いのではないかと思います。人命救助を第一にするということを大前提に、これから準備に向けて、何が必要なのか、どうゆう体制が必要なのかということ、管轄の消防本部として、積極的に内外に示していくことが必要だと思いますので、ぜひその点も含めてお願いいたします。

次に大きな 3 点目に移ります。それでは、実際に私たちが行う、尾三消防が行う

現場での訓練や現地調査の状況はどのようなのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

ジブリパークには多数の来場者が見込まれることから、有事の災害に備えた避難誘導や初期消火訓練などの教育訓練はもちろん、進入路での消防隊等の誘導や情報提供訓練など、施設関係者との連携訓練が実施できるよう、開園前に働きかけていきたいと考えています。現地の調査にありましては、これまでにジブリの大倉庫に設置するスプリンクラー設備の天井裏の配管について、天井が張られる前の中間検査を行いました。今後は、第1期工事完了後に開園が予定されています3つのエリアについて、各消防用設備等が法令どおり適正に設置されているのか完成検査を実施いたします。以上です。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

ありがとうございます。それでは、これらの訓練や現地の調査、検査は誰が行うのでしょうか。愛知県の消防からの応援などもあるのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

次長兼予防課長、山田。ジブリパーク施設関係者との連携訓練や現地の調査は、長久手消防署予防課職員が主体となってい、消防検査については、必要に応じて全消防署の予防課職員が協力して行うこととしております。なお、他の消防本部からの応援などはございません。以上です。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

ありがとうございます。予防課の人員体制の強化も、私は今の答弁から必要だということを感じました。続けて（2）ですけれど、119番を受ける際に気を付けていることはあるのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

ジブリパークからの通報は、モリコロパークと同じ対応であり、広範囲にわたるため正確な発生場所を確認し、施設関係者と合流する出入り口について調整が必要となります。また、通報者が施設関係者の場合は、救急車と合流する出入り口の調整を行い、案内人の依頼を行います。通報者が来園者の場合は、救急車を要請した旨を、施設関係者に伝えるように依頼するとともに、指令課職員も施設関係者に電話をし、情報収集を行い、出動隊と情報共有いたします。以上です。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

それでは、海外からの来場者の119番への対応はどのようでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

外国人からの119番通報は、外国語通訳業務を行う業者と契約しており、対応が可能です。外国語通訳業務は、119番通報時及び外国人のいる災害現場での活動時において、電話通訳センターを介した指令課職員、通報者、通訳者の同時通話により対応しております。出動する救急隊は、総務省消防庁が推奨する、救急隊用多言語音声翻訳アプリの救急ボイストラをスマートフォンで使用し、外国人に対応しております。以上です。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

ありがとうございます。今までのご答弁を含めて、本当に新しい施設ができることによって、また、外国からの来場者も含む観光施設ができることによって、いろいろな準備体制や、心配しなければいけないことがあるということ認識しました。しかし、やはり、皆さんに楽しんでもらうため、そしてそこで何があっても人命救助を行うというこの消防本部の役割も再確認させていただきました。そのためには、やはり、体制の強化が必要だと思います。人口の増加、ジブリパークの開園に向けて、特に長久手消防署への体制強化が必要ではと感じましたので、そのことを申し

上げまして一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（山田達郎）

次に9番、わたなべさつ子議員。

◇わたなべさつ子議員

議長のお許しをいただきましたので、9番わたなべさつ子、一般質問を行います。私は新型コロナウイルス感染症についてご質問いたします。3月24日の新型コロナウイルス感染症の感染者、愛知県所管分の発生状況は約1,500人です。男性約800人、女性約700人となっています。10歳未満から40歳までの感染者は各年代約250人を占めています。50代以降はそれに比べて少数となっています。この一般質問を提出してからも、救急出動件数が400件、陽性者にかかる出動件数が6件あったとのこと。さて、私の質問です。(1) コロナ第6波に関連した出動件数はどのようなのですか。(2)、コロナ第6波における救急搬送で困難事例はありますか。(3)、尾三消防本部ではコロナ対策として、どのような対策をしていますか。お願いいたします。

◎議長（山田達郎）

答弁、伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を受け、当本部におきましても、陽性者等の取扱件数が増加いたしました。令和4年1月1日から3月27日までの救急総出動件数が2,872件で、この内、陽性者に係る出動件数が98件、発熱症状等のコロナ感染症疑いの症例への出動件数が314件ございました。

救急搬送困難につきましては、愛知県が定める基準では、救急車が現場に到着してから、医療機関に向けて出発するまでに要した時間、いわゆる現場滞在時間が30分以上かつ電話による医療機関への問合せが4回以上のものとなります。令和4年1月1日から3月27日までに、救急搬送困難事例は54件ございました。なお、現場滞在時間30分以上のみの事例が169件あり、その内、1時間を超えるものが23件で、傷病者はもとより救急隊への負担も大きかったものと考えています。

当本部では現場活動中における感染対策はもとより、クラスター発生防止に重点を置き、全職員を対象とした体温の記録、執務室の分散と定期的な換気、ウェブ会議の推奨及び時差での食事、職場内における感染防止対策を強化しています。また、発熱や咳などの症状が発生した場合は、速やかに報告するなど、体調管理の徹底を図っております。今後につきましても、職場内における対策とともに、家庭内における感染防止対策の徹底も図り、職員の感染等に伴う休暇による消防力の低下を招くことなく、住民サービスの提供に努めてまいります。以上でございます。

◎議 長（山田達郎）

9番わたなべさつ子議員。

◇わたなべさつ子議員

職場内でのクラスター発生を防止するため、しっかり対策をとっていただいているとのことですが、今回の第6波では尾三消防組合の職員にもコロナ陽性者が出ていると報告をいただいています。そのことで消防・救急業務に影響はありませんでしたか。

◎議 長（山田達郎）

答弁、酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。職場内におけるクラスター発生防止に重点を置き、感染防止対策を徹底してまいりましたが、家庭内における感染及び濃厚接触を防ぐことはできず、3月27日までにおいて、職員の感染者が19名、濃厚接触者が21名発生し、休暇を取得しました。しかしながら、消防広域化のスケールメリットにより、活動隊の縮小もごく限られたものであったことから、住民サービスへの影響は、最小限にとどめることができたものと考えております。以上です。

◎議 長（山田達郎）

9番わたなべさつ子議員。

◇わたなべさつ子議員

私の知人が昨夏転倒して骨折をして、今もなおリハビリの継続生活をしています。入院中に同じような状況で入院している人たちから、倒れたままの姿勢で発見されるのを待っていたなどの話を聞いたと話していました。本人も玄関でブザーが鳴っても、電話が鳴っても動けず、相手がなくなった頃ようやく玄関や電話にたどり着くという話を聞かせてくれました。救急搬送では、さまざまな状況があったと思われます。今回質問させていただいた状況も、その中の一つだと考えます。日ごろのご苦勞に感謝申し上げ、この質問を終わります。

◎議 長（山田達郎）

以上で一般質問を終わります。

日程第6、報告第1号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

次長兼予防課長、山田。私からは、報告第1号、専決処分事項の報告についてご

説明いたします。この報告をするのは、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告する必要があるからでございます。

次のページ、専決第5号をご覧ください。損害賠償額は76万650円です。事故概要につきましては、令和3年11月14日午前10時40分頃、日進市三本木町地内へ業務で出向し、消防車両を事業所の駐車場に駐車させたことにより、アスファルト舗装を陥没させてしまったものでございます。過失割合につきましては当組合が100%でございます。誠に申し訳ございませんでした。報告第1号の説明は以上です。

◎議長（山田達郎）

ありがとうございました。報告第1号につきましては、事前に質疑の通告がございませんでしたので、これをもって、報告第1号、専決処分事項の報告については、終了いたします。

◎議長（山田達郎）

日程第7、議案第1号、尾三消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例を議題といたします。議案の説明を求めます。近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。議案第1号、尾三消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例についてご説明させていただきます。この案を提出いたしますのは、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能にする休業制度を設けるため、制定する必要があるものです。

制定文をご覧ください。第2条は公務の支障がないと認めるときは承認することができるという規定です。第3条は期間を定めるもので、3年以内と規定しております。第4条は配偶者が外国に滞在する事由を規定するもので、6月以上にわたり継続することが見込まれる場合で、外国での勤務、事業を営むこと、その他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの、外国の大学で修学するものとしています。第5条は承認申請時に休業開始日、終了日、外国の住所、滞在理由を明らかにしなければならないという規定、第6条は期間を延長することができる規定、第7条は再度の延長することができる取り扱いになります。第8条は承認の取消事由を列挙いたしております。第9条は同行休業中に事情が変化した場合は、遅滞無く届出する義務を規定いたしております。第10条は職場復帰後における号級の調整で、同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとして、復帰日または昇給日に調整できる規定です。

最後に附則をご覧ください。この条例は公布の日から施行するものです。議案第1号の説明は以上でございます。

◎議長（山田達郎）

ありがとうございました。

議案第1号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第1号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。議案第1号、尾三消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立全員）

◎議長（山田達郎）

起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎）

日程第8、議案第2号、尾三消防組合消防施設整備等基金条例を議題といたします。議案の説明を求めます。近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。議案第2号、尾三消防組合消防施設整備等基金条例についてご説明させていただきます。この案を提出いたしますのは、消防施設の整備等を図ることを目的に必要な事項を定めるため、制定する必要があるものです。

制定文をご覧ください。第2条は基金を設置する目的、第3条は基金として積み立てる額について、第4条は基金に属する現金の管理について、第5条は基金を運用した際の運用益の処理について、第6条は基金に属する現金の繰替運用について、第7条は基金の処分について規定しています。

最後に附則をご覧ください。この条例は公布の日から施行するものです。議案第2号の説明は以上でございます。

◎議長（山田達郎）

ありがとうございました。

議案第2号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第2号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。議案第 2 号、尾三消防組合消防施設整備等基金条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員
(起立全員)

◎議 長 (山田達郎)
起立全員であります。
よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

◎議 長 (山田達郎)
日程第 9、議案第 3 号、尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。議案の説明を求めます。近藤総務課長。

○総務課長 (近藤恒明)
総務課長、近藤。議案第 3 号、尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。この案を提出いたしますのは、人事院規則の一部改正に準じ、改正する必要があるものです。

新旧対照表をご覧ください。この内容は、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和と、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等を行う必要があるため改めるものでございます。第 2 条及び第 19 条は、非常勤職員の育児休業等の取得要件のうち、引き続き在籍した期間が 1 年以上である者とする要件を廃止するものです。第 23 条は、職員から妊娠または出産等について申出があった場合は、当該職員に対する制度の周知及び面談等の必要な措置を講ずる規定を加えるものです。第 24 条は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、相談体制の整備及び勤務環境の整備等の必要な措置を講ずる規定を加えるものです。第 25 条は、この条例のほか、職員の育児休業等に関し必要な事項は規則で定めるよう規定を加えるものです。

改め文の附則をご覧ください。この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。議案第 3 号の説明は以上でございます。

◎議 長 (山田達郎)
ありがとうございました。

これより、議案第 3 号に対する質疑を許します。議会運営に関する申し合わせ事項により、質疑時間は 15 分以内とし、質疑回数は制限ないものとします。また、関連質疑は認めないこととします。それでは通告がありましたので、質疑を許します。12 番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

それでは通告に基づき2点質疑いたします。まず1点目、勤務環境の整備に関する措置と書かれていますが、これは具体的にどのようなことなのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

今回の人事院規則の一部改正は大きく2点あり、1点目は取得要件の緩和、2点目が議員ご質問の育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置となります。その中身は3点ございまして、1点目に妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知や意向確認を行うこと。2点目に勤務環境の整備として、研修の実施や相談体制の整備を行うこと。最後の3点目は育児休業等の取得状況の公表が義務付けられるものです。以上です。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

ありがとうございます。今のご答弁で、3点目におっしゃられました、公表が義務付けられるということでしたが、公表の内容や方法はどのようなのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

国からの例示では、①として前年度において子が出生した職員の数、②前年度において育児休業をした職員の数、③その他職員の育児休業等の取得に関する必要な事項などと想定されています。当組合では、既にホームページで、尾三消防組合人事行政の運営状況の中で、②の育児休業の取得状況を公表しています。今後はこれに合わせて、①の子が出生した職員数も掲載するようになっています。なお、③のその他の必要な事項につきましては、状況を見ながら対応を検討していくことになろうかと思えます。以上です。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

ありがとうございます。それでは2点目、第24条（3）の措置には、育児休業の職員の代替要員の確保なども含まれているのでしょうか。

◎議 長（山田達郎）

答弁、近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

今回の本改正につきまして、代替え職員の確保は含まれておりません。以上です。

◎議長（山田達郎 議員）

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第3号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。議案第3号、尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立全員）

◎議 長（山田達郎）

起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議 長（山田達郎）

日程第10、議案第4号、尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。議案の説明を求めます。近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。議案第4号、尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。この案を提出いたしますのは、消防組織法の規定に基づき、大規模災害の被災地に出向し、消防業務に従事した者に対し、災害応急対策等派遣手当を支給するため、改正する必要があるものです。

新旧対照表をご覧ください。改正の内容は、別表の出動手当の下に災害応急対策等派遣手当を加えるもので、消防組織法第39条第1項に規定する市町村の消防相互応援及び第45条に規定する緊急消防援助隊として派遣され、消防業務に従事した者に対しまして、1日1,680円を支給するものです。なお、現地で実際に危険区域へ出動して活動する隊員につきましては、別表の摘要欄にありますとおり、出動

手当と併給することとしております。

改め文の附則をご覧ください。この条例は令和4年4月1日から施行するものです。議案第4号の説明は以上です。

◎議長（山田達郎）

ありがとうございました。

議案第4号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第4号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。議案第4号、尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立全員）

◎議長（山田達郎）

起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎）

日程第11、議案第5号、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題いたします。議案の説明を求めます。近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。議案第5号、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明させていただきます。この案を提出するのは、地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、協議する必要があるからです。

新旧対照表をご覧ください。別表第1では、知多南部衛生組合、尾張旭市長久手市衛生組合を、知多南部衛生組合に改め、別表第2の1区の項は、長久手市、尾張旭市長久手市衛生組合を長久手市に改めるものです。

改め文の附則をご覧ください。この規約は令和4年4月1日から施行するものです。議案第5号の説明は以上です。

◎議 長（山田達郎）

ありがとうございました。

議案第5号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第5号に対する反対討論の発言を許します。

賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。議案第5号、愛知県市町村職員退職手当を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立全員）

◎議 長（山田達郎）

起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議 長（山田達郎）

日程第12、議案第6号、令和3年度尾三消防組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。議案の説明を求めます。近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。議案第6号、令和3年度尾三消防組合一般会計補正予算（第3号）について、ご説明させていただきます。

補正予算書の3ページ及び4ページをご覧ください。第1表の歳入歳出予算補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,338万3千円を追加し、予算の総額を39億5,900万7千円とするものです。

5ページをご覧ください。第2表の地方債補正は、当初8,500万円の借入を予定しておりましたが、うち1台分につきましては起債対象を精査した結果、借入の対象外となった400万円を減額するものです。

続きまして、歳入の主な内容についてご説明させていただきます。

12、13ページをご覧ください。款2項2目1、手数料の消防関係申請手数料133万8千円の減額は、危険物関連事業所からの申請が当初の見込みより少なかったことによるものです。款7項1目1、繰入金は、減額補正に伴う繰入金の減額分6,253万3千円と、財政調整基金から議案第2号でご説明しました消防施設整備基金へ1億8,149万4千円を積み立てることによる繰入金の増額分を差し引きし、1億1,896万1千円を増額補正するものです。

款 10 項 1 目 1、地方債は、第 2 表の地方債補正でご説明したとおり、借入する金額の減額によるものです。

歳入は以上で、次に歳出は 14 ページからとなります。全体の要因としまして、新型コロナウイルス感染症の影響で研修事業、訓練、行事等が開催されなかったことやその他事業の見送り、事業費の確定による実績または実績見込みに伴う減額が主なものとなります。

16、17 ページをご覧ください。款 2 項 1 目 4、財産管理費、節 24、積立金の消防施設整備基金積立金は、消防施設の長寿命化に係る財政負担の平準化を図ることを目的に、財政調整基金を財源に 1 億 8,149 万 4 千円を積み立てるものです。これにより、財政調整基金の残高は 1 億円に、今回の補正で積み立てる運用利子の 8,810 円がありますので、定例会後の残高は 1 億 8,810 円となります。

続きまして、20、21 ページをご覧ください。款 4 項 1 目 1、元金及び目 2 の利子は、令和 2 年度に整備した車両の起債を取りやめたことに伴う元金及び利子の減額が主なものです。議案第 6 号の説明は以上です。

◎議 長（山田達郎）

ありがとうございました。

議案第 6 号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第 6 号に対する反対討論の発言を許します。

賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。議案第 6 号、令和 3 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立全員）

◎議 長（山田達郎）

起立全員であります。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

◎議 長（山田達郎）

日程第 13、議案第 7 号、令和 4 年度尾三消防組合一般会計予算を議題といたします。議案の説明を求めます。近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。議案第 7 号、令和 4 年度尾三消防組合一般会計予算について、ご説明させていただきます。

予算書2ページからの第1表、歳入歳出予算をご覧ください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億1,094万6千円で前年比102.96%、額として1億1,237万7千円の増額です。増額した内容は、一般管理費の委託料で590万4千円、財産管理費の委託料で**1,768万8千円**、工事請負費で4,145万7千円、消防施設整備基金積立金で8,383万9千円が主なものとなります。

5ページをご覧ください。第2表の地方債は、水槽付消防ポンプ自動車とはしご付消防自動車、2台分の限度額です。

次に、歳入の主な内容をご説明させていただきます。

12、13ページをご覧ください。款1項1目1、分担金は消防に要する費用として各構成市町が負担する分担金で、事業費の増額に伴い、1億2,229万7千円の増額です。款3項1、国庫補助金は、はしご付消防自動車1台分の補助金で、前年度2台分であったこともあり、1,029万2千円の減額です。

14、15ページをご覧ください。款8項1目1、繰越金は、2千万円を見込むもので前年度と同額です。

16、17ページをご覧ください。款10項1目1、地方債は、先ほど第2表でご説明した車両2台分の起債です。

次に、歳出の主な内容をご説明させていただきます。

18、19ページをご覧ください。款1項1目1、議会費は、組合議会の開催運営に要する経費です。款2項1目1、一般管理費は、事務用機器や電算システムの運用管理、上部団体負担金など、渉外などに要する経費で、令和4年度は第8次消防力整備計画の中間見直しに係る改訂業務委託を見込んでいますので、一般管理費全体では前年比595万4千円の増額となっています。

20、21ページをご覧ください。目2、人事管理費は、職員の給与や手当、共済、人材育成などに要する経費で、令和4年度の総職員数は334名ですが、配偶者同行休業の取得予定者がいますので、予算上の職員数は前年度と同数の333名、再任用職員の数は18名を見込んでおりますが、職員の異動等に伴い、人事管理費全体では前年比2,591万1千円の減額となっています。

24、25ページをご覧ください。目4、財産管理費は、この尾三消防組合の施設、設備の改修、修繕、維持管理業務の委託、光熱水費及び総務課で発注する各消防署所の修繕などに要する経費で、令和4年度は個別施設計画に基づく修繕工事が開始されます。これに伴う委託料と工事請負費の増額、また長寿命化に係る財政負担の平準化を図ることを目的に、消防施設整備基金へ積み立てを行いますので、財産管理費全体では前年比1億4,126万8千円の増額となっています。

26、27ページをご覧ください。款3項1目1、消防費は、災害現場での隊員の安全を確保し、効率的で効果的な活動ができるよう、消防車両等の点検及び各種資機材の更新並びに救急救命士の養成及び各再教育等を実施し、増加傾向にあります救急需要をはじめ、消防需要全般に対応するための経費で、車両整備事業費は増額となりますが、防火衣の整備事業や、はしご車のオーバーホール事業が前年度に終了したことなどに伴い、目1の消防費全体では前年比1,864万7千円の減額となっ

ています。

28、29 ページをご覧ください。節 17、備品購入費の車両整備事業 3 億 1,400 万円の内訳は、長久手消防署のはしご消防自動車 が 2 億 1 千万円、水槽付消防ポンプ自動車 が 5,500 万円、豊明消防署の救急車が 3,200 万円、特別消防隊の資器材搬送車が 1,700 万円となっております。

30、31 ページをご覧ください。目 2、予防費は、幼年、少年消防クラブ員の育成、住宅用防災機器の設置及び維持管理の促進、高齢者世帯の防火対策、火災予防運動や放火防止対策、事業所に対しては、防火対象物や危険物施設の防火管理体制や保安体制の強化、消防法令違反の予防対策などの事業を進めていく経費です。火災予防対策としては、住民にとって分かりやすく、実効性のある火災予防啓発に取り組むことを目的に、SNS を活用するほか、少年消防クラブ員として消防署で 1 泊する防火活動体験、高齢者を対象とした防火、防災講演会を構成市町の協力を得ながら開催する予定です。目 3、指令費は、119 番を受信するとともに、デジタル無線で出動中の消防隊や救急隊と情報共有する高機能消防指令システムを、常に正常稼働させるための経費です。

32、33 ページをご覧ください。目 4、特別消防隊費から 38、39 ページの目 12、長久手消防署費までは、各消防署所の施設、設備の維持管理や、各種訓練に要する経常経費となっております。

続いて、40、41 ページをご覧ください。款 4、公債費は、借入金の返済に充てるもので、旧公債費分は元金、利子ともに 3 本ずつ、広域化後の新公債費分は元金、利子ともに 7 本ずつを計上しています。款 5、予備費は、新型コロナウイルス感染症対策など、予見しがたい将来の状況変化から生ずる財政需要に備えて 2 千万円を計上しています。

42 ページから 45 ページまでは、当初予算における給料、手当などの比較や明細です。

46 ページをご覧ください。消防救急デジタル無線談合に伴う、損害賠償請求訴訟の弁護士委託料についての債務負担行為です。

47 ページをご覧ください。款 4、公債費の元金残高の推移と、令和 4 年度末の残高見込みです。以上で議案第 7 号の説明を終わります。

◎議 長（山田達郎）

ありがとうございました。

それでは、通告がありましたので、質疑を許します。

12 番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

それでは通告書に基づき、2 点質疑をいたします。まず 1 点目、歳入の 1 款ですが、各市町の分担金について、令和 4 年度の特徴はどのようなのですか。

◎議長（山田達郎）

答弁、近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。組合に必要な経費の支弁は、均等割 100 分の 30、面積割 100 分の 25、救急出場件数割 100 分の 25 及び消防費に係る基準財政需要額割 100 分の 20 の 4 指標で算出した額を分担金として各構成市町にご負担いただいております。その 4 指標のうち、救急出場件数割及び消防費に係る基準財政需要額割は変動指標となりますので、毎年の負担割合が変動することとなります。令和 4 年度は、個別施設計画に基づく消防施設の整備及び維持管理に伴う増額が主な理由です。以上です。

◎議長（山田達郎）

12 番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

ありがとうございます。続けて 2 点目、歳出の 2 款 1 項 2 目の消防学校研修費についてです。この額なのですが、令和 2 年度の決算額は 94 万 7,637 円でした。令和 3 年度の当初予算は 203 万 9 千円に対して、今回計上されています令和 4 年度は、281 万 5 千円と増えています。増額の理由はどのようなのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

消防学校の経費は、毎年 8 月頃に翌年度の入校につきまして、希望者数の調査がありますので、その費用を予算計上しています。令和 2 年度の決算額は、入校希望が通らなかった分に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、研修期間の短縮や入寮する予定の研修が通学に変更されたことなどにより減額となったものです。令和 4 年度は、採用した職員 13 名のうち 1 名が現職の消防職員であり、他県の消防学校を卒業しておりますので、12 名が約半年間、消防学校の初任科に入校いたします。前年度は初任科の入校者が 7 名であったため、前年度と比べ、増額となったものです。以上です。

◎議長（山田達郎 議員）

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第 7 号に対する反対討論の発言を許します。

次に賛成討論の発言を許します。

12 番ごとうみき議員。

◇ごとうみき議員

賛成の立場で討論します。コロナ禍での消防活動、本当にありがとうございます。2022 年度は新規採用で 13 名の方を含めて、職員数 333 名、また、再任用・会計年度任用職員 21 名、各市町からの派遣職員 6 名の体制で頑張っていただけのことです。本当によろしく願いいたします。

予算に関してですけれど、2021 年度当初予算に比べて、1 億 1,237 万 7 千円の増額で、将来的な施設整備も見越した予算編成になっていることは評価します。また、消防施設整備基金へ 8,383 万 9 千円積み立て、同時に長寿命化計画の 2022 年度分として改修工事費用 4,145 万 7 千円計上されています。これは当然必要な予算です。同時に予算全体からみると、予算増額分がほぼ施設整備費用にまわることとなります。日常的な消防業務にかかる予算は十分か、増加傾向にある救急需要への対応、尾三管内の人口増加や大型商業施設等が開店するなか、消防費の充実、拡充が必要ではないかとも考えました。私たち住民の生命と財産を守っていただくための必要な予算です。現場の声や要求、提案もよくくみ取っていただき、今後の予算拡充も検討してください。

また、今後職員体制の強化も必要だと申し上げます。予算審議にあたり、尾三消防組合消防力整備計画を再度読み直しました。住民サービスの向上、大規模災害等への対応強化、予防業務の高度化への対応には、どうしても職員の増員が必要です。先ほど育児休業の一部改正を可決しましたが、職員の皆さんが気兼ねなく育休を取れる環境整備で大事なものは、やはり職員体制の増員だと思います。また、予算の消防学校の質疑で、令和 2 年度に入校希望が通らなかったとの答弁にびっくりしましたが、十分学び、専門知識を付けていただくためにも、応援する体制こそが必要です。広域化のメリットを生かして、一時的に配置換え、運用替えなどで対応していただいているのですが、適正数での部隊運用ができていない状況も瞬間的に発生しているとのこと。先ほどのコロナの中でも一部ですけれど、縮小ということもいわれました。平成 29 年度広域化前には 340 名の職員さんがいたことも事実です。管理者の皆さま、ぜひ効率化の名前でこれ以上の職員削減は行わないこと、増員・充実へ転換することをお願いいたします。最後に、職員の皆さまの安全を祈念して、討論とさせていただきます。

◎議長（山田達郎 議員）

続きまして反対討論の発言を許します。

賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。議案第 7 号、令和 4 年度尾三消防組合一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員
(起立全員)

◎議長(山田達郎)
起立全員であります。
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議長(山田達郎)
日程第14、議案第8号、監査委員の選任についてを議題とします。議案の説明を求めます。井俣管理者。

○管理者(井俣憲治)
議案第8号についてご説明申し上げます。この案を提出するのは、監査委員の柘植豊彦氏の任期が、令和4年3月26日をもちまして満了となるため、尾三消防組合規約第9条2項の規定に基づき、優れた識見を有する、豊明市の相羽喜次氏を選任しようとするもので、地方自治法第196条の規定に基づき、組合議会の同意を得る必要があるからであります。以上、よろしくお願いいたします。

◎議長(山田達郎)
ありがとうございました。
議案第8号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。
議案第8号に対する反対討論の発言を許します。
次に、賛成討論の発言を許します。
これをもって、討論を終結します。
これより、採決をいたします。議案第8号、監査委員の選任については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員
(起立全員)

◎議長(山田達郎)
起立全員であります。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議長(山田達郎)
これを持ちまして、定例会に付されました議案の審議はすべて終了いたしました。お諮りします。
今議会において議決されました議案の、条項、字句、数字、その他整理を要する

ものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各議員

異議なし。

◎議長（山田達郎）

異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定いたしました。

◎議長（山田達郎）

日程第15、管理者あいさつをお願いいたします。井俣憲治管理者。

○管理者（井俣憲治）

閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。先ほどは上程いたしました議案につきまして、慎重審査をいただき、原案どおりご議決をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。議員の皆さまにおかれましては、引き続き尾三消防組合の発展のためにご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、私事になりますが、尾三消防組合管理者として2年の任期が参りました。この4月からは小山新管理者のもと、副管理者として、近藤管理者、吉田管理者、小浮管理者とともに、この尾三消防組合をしっかりと発展のために、支えていきたいと考えております。議会の皆さま方には大変お世話になりまして、改めて感謝申し上げます。議会の皆さまそして職員の皆さま、ともにこの年度末そして季節の変わり目、体調の管理の大変難しい時期であります。それぞれにご留意いただき、ますますご活躍されることをご祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

◎議長（山田達郎）

閉会にあたり、私からもごあいさつを申し上げます。本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、適切な議決をされましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。議員各位におかれましては、議員活動などご多用とは思いますが、くれぐれもご自愛をいただき、消防行政推進にご尽力をいただきますことをお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

◎議長（山田達郎）

これもちまして、令和4年3月尾三消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後3時10分閉会）

上記議事録が正確であることを署名する。

令和4年3月28日

議長

山田達郎

議事録署名者

青山直道

議事録署名者

山田 1-3)